

第1回 稚内市総合計画審議会 会議録

日時：平成19年10月31日(水) 午後3時30分～午後5時10分

場所：稚内市役所4階 第1委員会室

出席者：高橋哲男副会長、永井 允委員、佐々木正則委員、大山 隆委員、
奥村智吉委員、糀屋義明委員、坂野昌子委員、小川勝美委員、
欠畑 優委員、田村宏一委員、勝部倫行委員、野村 勝委員、
藤田幸洋委員、森本俊彦委員、外山洋一委員、菰田康博委員、
早坂玲子委員、岡田清一委員、高谷邦彦委員、長谷川伸一委員、
播磨栄三委員、小林美恵委員、千葉一幸委員

〔稚内市〕横田耕一市長、工藤 廣副市長

〔事務局〕稚内市政策経営室(中澤敏幸室長、ほか4名)

1 開会

(事務局)

ただいまより第1回稚内市総合計画審議会を開催いたします。

なお、審議会次第の議事については、政策経営室長の中澤が進行をつとめさせていただきます。

2 議事(進行:事務局)

総合計画作成を担当いたします政策経営室長の中澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。後ほど、会長・副会長が選任され、会長が議事を進行するまでの間、暫定的に私が議事を進めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 稚内市総合計画審議会条例について(説明:事務局)

稚内市総合計画審議会条例の概要について、簡単に説明させていただきます。

第1条では審議会の設置について規定しています。これは市長の諮問により調査・審議を行うため設置するということになっています。

第2条では組織について(委員の数・構成について)規定しています。委員数は、学識経験のある者8人以内、民間団体等の代表者8人以内、関係行政機関の職員8人以内、一般公募によ

る市民8人以内となっています。今回委員数は25人です。

第3条では審議会に会長・副会長を置くことを規定しています。

第4条では委員の任期について規定しており、答申が終わるまでの任期となっています。

第5条では会議の招集、進行、成立、議事の決定について規定しています。

第6条では専門部会を置くことができる旨を規定しています。

第7条では審議会の運営について、この条例にない事項の取扱いについて規定しています。

なお、審議会については、稚内市審議会等の設置及び運営に関する規程により、公開が原則となっています。申し込みがあれば傍聴も可能ということであり、今回傍聴人は10人までとしております。議事録についても、ホームページ上で公開することとしており、発言者の氏名は伏せて公開します。そのため、議事録作成の都合により、会議の発言についてはテープに録音させていただきます。専門部会も同様の扱いとなります。

(2) 会長・副会長の選出について

<会長に風無成一委員、副会長に高橋哲男委員を選出>

(3) 諮問…横田稚内市長

<別紙のとおり>

(4) 会長・副会長挨拶

(高橋副会長)

このたび審議会委員、また副会長を仰せつかりました、稚内北星学園大学の高橋と申します。このような機会を与えていただき、ありがとうございました。若輩・未熟者であり、副会長を仰せつかり恐縮しておりますが、今後、皆様とともに稚内市の将来のために活動していければと思っております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(5) 自己紹介

<省 略>

3 審 議 (進行:副会長)

(1) 部会の設置について

(副会長)

稚内市総合計画審議会条例第6条「審議会に専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。」という規定に基づいて、部会を作っていこうという話ですが、この件に関しましては、事務局からご提案いただきたいと思います。

(事務局)

まことに勝手ながら、お手元の方に事務局の部会構成案を配付させていただきました。審議会については限られた回数でやっていかなければならないので、できるだけ効率良くという思いから、事務局ではその資料にございますとおり、2つの部会に分けてこれからの審議をしてまいりたいというふうを考えてございます。部会の構成メンバーは、それぞれ委員のご経歴や出身団体、また公募委員におかれましてはその動機等を参考に事務局で分けさせていただきました。

2つの部会は『ひと・地域・健康づくり部会(教育・文化分野、地域経営(自治)分野、保健・医療・福祉分野)』と『豊かな暮らしづくり部会(環境・生活分野、都市基盤分野、産業振興分野)』ということで提案させていただいております。事務局としてはこの2つの部会をもって今後ご審議いただきたいと考えておりますので、審議の程よろしく申し上げます。

(副会長)

今ご提案いただきました2つの部会を設けるということについて、また、メンバーについても事務局から提案がされておりますが、ご質問・ご意見等はございますか。

<質問・意見等なし>

それではこの2つの部会を設置し、この構成メンバーで審議することとします。よろしく申し上げます。

<決 定>

(事務局)

もう一点ですが、各部会に部会長と副部会長を置くことができることになっておりまして、もし、よろしければ次回の開催日までに事務局と会長と副会長におまかせいただいて決めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

<決 定>

(副会長)

以上で審議を終わりたいと思います。

4 報告

(1) 稚内市の行財政状況について

① 行政（説明：工藤副市長）

先ほど、ご紹介させていただきました工藤です。私からは稚内市の行政について説明したいと思います。行政といっても非常に漠としておりますし、国・道の行政に携わっている方もおられるので、私からはせつかくの機会ですので総合計画の簡単な歴史、あるいはそれに絡む国や道の直近の動き、そして古くからこのまちに住まれている方には当然知っていることばかりですが、やはりこのまちの歴史・産業・地勢・気象などの特徴を若干ご説明させていただきたいと思います。そのことは実は、長い歴史の中でこのまちを今のように形づくっているし、今後のことを議論するときには、まさにこのまちのポテンシャルを解き出す鍵になるのかなという具合に思っております。時間が制約されておりますので、ちょっと早口で説明させていただきますがよろしくお願い致します。

まず、皆さんがこれからいろいろご審議いただく総合計画ですけれども、我がまちが「総合計画」という名前でこういう形で作っているのは、先ほど市長から第3次が今動いているという話がありました。振り返りますと、昭和47年に「稚内市総合計画」という、基本計画だけで作りますがこれが最初です。今もそうですが、基本計画というのは期間が10年位というのが全国大体そういうかたちで動いておりますから、そういう意味でいうと、本来でいけば47年の次は56年度ということなのですが、当時の色々な事情で第2次はずれ込みまして、平成元年に作られています。これは「新稚内市総合計画」という名称で、やはり10年の計画で策定されています。第3次が平成11年、今現在動いている計画です。ちなみに、それ以前に稚内のまちには総合計画らしきものがなかったのかということで調べましたら、実は昭和25年～27年に初代の市長であります西岡斌さんの時代なのですが、当時国際的にも著名な丹下健三さんですとか、あるいは前川國男さんなどに依頼をして「丹下構想」という稚内に関する計画を作った時期がございます。次の市長であります浜森市長、昭和34年に市長に就任したのですが、翌年の昭和35年には「新稚内市建設計画」、昭和40年には、このときは恐らく5年刻みだったのだと思うのですが、

「稚内市都市改造5ヵ年計画」というものを作って、これから議論をしていただく総合計画へという一連の流れになっているのかなど。そういう計画の中で、このまちの計画的な行政が進められてきたのだろうという具合に思っています。

国について言いますと、北海道に関して「総合開発計画」というのをずっと持っておりまして、これが今現在第6期です。現在、新たな総合開発計画の素案の取りまとめを行っている段階だと承知しておりますし、北海道も新しい総合計画の原案をつい先日取りまとめて発表をしております。こちらは平成20年度をスタートとする次の計画でありまして、北海道で言えばこれも皆さんよくご承知だと思いますけれども、いわゆる北海道を6つの生活経済圏域にするという話、この話というのは前の計画、今から20年前の「北海道新長期総合計画」にそういう考え方が示されて、まさに今、今度は具体的にそれに沿って北海道も全体を運営していくと。その中で、例のかなり新聞を騒がせていますけれども、支庁の再編というものがリンクしているということでございます。私ども(稚内市の総合計画)は平成21年度をスタートとすることですので、国・道の計画との整合性を図ることは当然ですが、何よりもここに住んでいる市民の皆さまが中心となって、最近よく使われますまさに地域主権型の、計画を策定することが今回求められているのではないかと思っています。

次に、このまちの地勢や気象・人口についてご説明したいと思います。おさらいで恐縮ですが、最近、ここに住まれた方もいらっしゃるということなので。

我がまちというのは、誰でも知っているとおりの日本最北端のまちです。大きな都市から離れているという特徴を持っています。東京からは1,500km、札幌からは320km、旭川からも250kmという距離を持っているまちです。

行政面積については、合併前の状況でいうと、全道でも10市に入る、約760平方kmという非常に広い行政面積を有しているまちです。それからこれももちろんご承知でしょうけれど、ロシア連邦サハリン州と国境を接しているまちでもあります。現在、陸・海・空の自衛隊基地、3つ揃っているのは全国でも確か稚内市だけというふう聞いておりますが、そういう珍しい土地柄でもあります。

北は宗谷海峡、東はオホーツク海、西は日本海と三面が海に面しており、海岸延長が約90kmと非常に長いまちでもあります。東側の宗谷丘陵は、ちょうど地図で言うと左下の方からつながっている天塩山地の北部にあり、南北に連なりなだらかに起伏する周氷河地形が特徴で、北海道遺産に指定されています。

年間平均気温は、昨年は少し暖かかったのですが約7℃、8月の一番暑い時期の平均気温は昨年21.6℃、最も寒い1月で平均気温はマイナス5.5℃です。最深積雪は昨年で72cm、雪が多いといわれながらも、多い年でも積雪は1mを超えません。

先ほど、新エネルギー研究会のお名前が出てきましたが、風については、昨年で毎秒年間平均風速4.4m、風の弱い夏場でも平均3~4m、それだけ風が吹いているまちだという特徴を持っております。最大瞬間風速というのは大体皆さんご経験の通り、冬の低気圧が発生する頃、必ず1年に1回や2回は30mを超える暴風が吹く地域でもあります。

歴史を語りますと、1879年(明治12年)、宗谷に宗谷村戸長役場が設置されたということで、ずっとこの年が我がまちの開基の年だという謳われ方をしてきましたが、最近はいわゆるアイヌ民族との関係で、どこのまちもそうですが北海道では開基という言葉は使われておりませんので、我々としてもいわゆるメモリアル的な話としては市制施行という捉え方をしております。

市制施行ですが、稚内市という形になったのは1949年(昭和24年)です。これももうだんだん若い方が多くなっておりますので記憶にないかもしれませんが、1955年(昭和30年)まさしく昭和の大合併の時期ですけれども、ここで宗谷村、現在は稚内市宗谷となっておりますが、宗谷村との合併も経験しているまちです。

人口については、これはもうご承知の通り一番多かったのは1964年(昭和39年)です。これは住民基本台帳ですから国勢調査とは制度が違いますけれども、当時の発表では58,000人を若干上回っております。それが2005年の国勢調査では、41,592人、前回の国勢調査から5%減っています。これもよく地元紙で書かれておりますので知っている方も多いかと思いますが、人口については先ほどのピークから長期にわたってずっと減少を続けております。特に、転入・転出の社会動態はこの10年間で少ない年で300人、多い年で600人という減少傾向を繰り返しています。社会減については従来からありましたが、最近特に目立つのは自然動態、出生が死亡を下回る、従ってそこが減少を示すという年がここ2年くらい出てきているのが懸念材料だろうと思います。もちろん人口のピーク時から40年以上経ちますが、その間にじゃあ何があって人口が減ってきたかという、これも皆さん色々な経験をされてご承知ですけれども、まず40年代を考えれば、日本全体が高度経済成長期で人口がどんどん都市部へ流出しました。それから若い方はあまり知らないかもしれませんが、ここには豊富・猿払も含めて天北炭田という炭鉱がありました。それが30年代に閉山しました。それから国鉄民営化、200カイリ、官庁出先機関の合理化、生活様式の変化、最近では若年層の流出、老後の生活環境不安による定年退職者の流出など、要因を挙げるときりがありませんが、減少傾向にあるということで、なかなか歯止

めがかかっておりません。

人口の男女比率を見ますと、ピークから落ち込みが始まったときからずっと女性人口が男性人口を上回っております。ちなみに昨年9月末でいうと、もちろん女性の寿命が長くなったとか、都市部へ流出する場合、どうしても男性の方が多という理由などもあるのですが、65歳以上の老年人口を見ると女性が57.3%、逆に15歳～64歳までの生産年齢人口で言うと、女性は48.9%という構成をしております。

次に、産業についてご説明いたします。先ほども申し上げましたが、周りが海ということで、少なくなったとはいえ、やはり基幹産業の第一に挙げられるのは水産業で、昨年の生産額(水揚金額)は126億円です。元々このまちの歴史というのは、ご承知の通り漁業移民に始まっています。大正・昭和にかけて沿岸のニシン漁が盛んであった、それが昭和28年を最後にパタッと終わって、戦後、樺太や千島に出ていた大資本がいわゆる北洋基地、世界三大漁場の一つですが、そこに最も近い稚内を日本有数の漁業基地に育て上げたという歴史を持っております。昭和52年に200カイリ宣言がありましたが、ちなみにその前の昭和51年と昨年の沖合底びき漁業の生産量と生産額を比較しますと、昭和51年は50万トンだったのが昨年は5万9千トン、昭和51年は199億2千万円あった生産額が昨年は26億2千万円、額で言えば7分の1から8分の1まで落ち込んでいます。一方、長い間の漁民の取り組みで成果を挙げております沿岸漁業は、いま主流を占めておりますけれども、ホタテでは、昭和51年に74トンで1千700万円しかなかったものが、昨年は3万4千トンで42億5千万円、実にこの間の(金額の)比較でいうと250倍、ナマコについては、昭和51年に49トンで784万円、昨年は561トンで14億7千万円、187倍です。単純に比較できるかどうかは別にしましても、それだけ漁業全体が沖合底びきから沿岸漁業にシフトしてきているのかなということです。

酪農についても、我々は基幹産業の一つと呼んでおります。これも皆さんご承知かと思いますが、元々稚内にも畑作がございました。昭和35年がピークだったのですが、その後、気候的なものもあり牧草地が急増し、昭和40年には農地の90%が牧草地になりました。そういう意味では高度経済成長あるいは生産構造の近代化ということで、酪農等がどんどん進んでおまして、1戸あたりの農地面積は平成18年で75.7haと非常に大規模化しております。今申し上げました通り、草地型の専業農家というのがこの酪農の特徴でほとんどを占めておりますが、農家戸数175戸のうち169戸が畜産で、耕地面積1万5千ha、農業算出額66億5千万円、これの99.6%くらいは全部畜産によるものです。従って、畑作というのは本当にわずかだという状況です。

観光については、日本最北端、そのフレーズだけで一定の数の観光客は集まりますが、なおかつ夏は気温が20℃前後と非常にしのぎやすい気候であるということも特徴の一つです。昭和49年に利尻礼文サロベツ国立公園の指定を受けておりまして、そういう意味ではご承知の通り、離島観光への玄関口です。ただ、平成7年に一時100万人観光を実現いたしました。しかし、統計の方法が変わりまして、最近のピークは平成14年度の81万8千人、昨年度(平成18年度)には67万4千人まで落ち込んでおります。今年も苦戦をしております。観光に関して言えば、大都市とは離れていますが、空港もある、港湾もある、あるいはJRの駅もあるということで、いわゆる交通基盤について一応整備はされているわけですから、今後よく言われるアジアからのインバウンド対策や、サハリン観光、そして何よりも観光形態が団体から個人へ変化しているという流れにどう対応するかという大きな転換期を今迎えているのかなという具合に思っています。

他に、我がまちを語る時の特色として、一つはサハリンとの経済交流、これはまず底びき漁業の衰退と反比例しまして、活カニの輸入が急増しておりましてピーク時の平成9年には年間145億円のカニの輸入がありました。ただ、これも平成14年に外規法(外国人漁業の規制に関する法律)、平成17年に油濁損害賠償保障法が施行されたことによって、なかなか船が入りづらくなりました。それから何よりも資源の枯渇が今非常に深刻になっています。今申し上げた法の施行によって、この年(平成17年)に初めて輸入額が100億円を割りまして、今もその傾向が続いています。もう一つはいわゆるサハリンプロジェクト、サハリン1、サハリン2による資源開発が進められて、だいたい姿が見えてきたので、問題はその後のプロジェクトが次にいつ動くのかということなのだろうと思います。そのことで輸出額はかなり大きく変化していくであろうと思います。この関係でいうと、平成17年には輸出額が115億円を超えています。ただ、残念ながら最近では落ち込んでいる状況です。それだけではなく、サハリンにおけるトレードフェアの開催、食料品の輸出など、なにせ43kmしか離れていない場所で、隣町が40kmということで考えれば、サハリンは州都で10数万人、周辺人口も併せて考えればかなりの人が住んでいるわけですから、そこを何とか我が地域の活性化にも取り込んでいきたいという取り組みを進めています。

都市再生については、昭和40年代に入り、市の住宅政策もあって人口がどんどん南あるいは東に移動し、いわゆるスプロール化が起きています。その後、モータリゼーションが急速に進展した状況の中で、平成14年、当時の小泉総理大臣が「全国都市再生のための緊急措置」、副題を「稚内から石垣まで」ということで、特に稚内については都市観光というものをテーマに全国のモデル事業にしたいというお話があり、ちょっと時間はかかっていますが第一副港、フェリーター

一ミナルの整備、これから着手する駅周辺整備あるいは中心市街地の活性化というものを取り組みながら何とかまちの中心部分に賑わいを復活させたい、という思いでおりまして、現在その中に位置付けられる駅前の再開発ビルの中に、これも新聞等でご承知だと思いますが、映画館、まちなか居住の拠点として高齢者住宅、これに民間が参入するというようなことが予想されております。

このような状況、環境の中で市役所は何をやっているのかと言われると、平たく言えば法律（地方自治法第2条）に市町村はこういうことをしなさいと定められておりまして、そこに明記されているもの（地方公共団体の事務）のうち、国や道以外の事務を行っています。

先ほど西岡市長あるいは浜森市長というお名前を出しましたが、58年の市の歴史の中で現在の横田市長は4代目です。議会については現在、定数22人で構成されています。主な行政機能を果たす部署としてこの本庁があつて、支所は宗谷支所、沼川支所、それから全国でも珍しいサハリン事務所があります。消防については、稚内市・豊富町・猿払村で消防行政に関してだけは3市町村で一部事務組合という特別地方公共団体を形成しております。本部は稚内市に、それぞれに本所支所があるという形です。あとにご存知の通り、市立病院、こまどり病院と病院経営も行っております。職員を配置している主な施設は、図書館、給食センター、自然の家、水族館、科学館、文化センター、大規模草地、保健福祉センター、保育所などです。その他の主な施設としては、最近アウトソーシングという言葉をよく聞かれると思いますが、公共施設でも管理運営を民間に委託するという運営方法で行っているのが、いわゆるごみ処分場、浄水場、火葬場、終末処理場、地方卸売市場、総合勤労者会館、総合体育館、市民体育館、大沼球場、温水プール、国際旅客ターミナル、ポートサービスセンター、日口友好会館、百年記念塔、総合福祉センター、温泉、特別養護老人ホーム、それ以外にも各種スポーツ施設、福祉施設、コミュニティ施設、観光施設、へきち保育所等々がございます。

それら行政運営をしている市の職員は一体どのくらいいるのかというお話を致しますと、基準としてちょうど今の市長が就任した平成11年度には916人おりました。それが今年4月には820人ということで、100人近くの職員を減らしています。具体的には市長部局いわゆる市長が任命して採用している職員は、この8年間で90人削減しています。それから水道部については分母が小さいですが12人減らしています。あるいは行政委員会トータルでいうと7人減らしているということで、かなりの少数精鋭で行政運営に取り組んでいるという具合に考えています。

何よりもまず、このまちを考えるとときには、どうしても大きなまちから離れているため、普通であ

れば隣町との都市機能の分化、分担などが図られる性質があるのですが、どうしてもすべてを自前で持たなくてはならない、それも市が全部建設して運営していかなければいけないということで、非常に公共施設の多いまちであるという特徴があると思います。ハード的な話ばかりではなくて、先ほど市長の話にもありました自治基本条例でありますとか、あるいは子育て平和都市宣言に代表されるような子どもへの取り組みなど、どちらかというとこれまでの官主導というよりは分権といいますか、地域主権ということで地域の方々が中心となってそれに行政が共に考えながら進めていきたいというような思いで、これもご承知かと思いますが、まちづくり委員会という活動を、今の市長が就任してから7～8年展開しています。より具体的な活動に向かっていこうように行政運営を展開していきたいという具合に考えております。

長い時間話をさせていただきましたが、以上、行政の概要について簡単に説明させていただきました。

②財政（説明：中澤政策経営室長）

皆さんのお手元に「稚内市財政の状況」という資料があるかと思います。これは稚内市のホームページで公開しておりますが、18年度決算が9月議会で確定したことによってこの資料を作成し、一般市民に公開しているものです。本日はこの資料に基づいて稚内市の財政の状況についてご説明したいと思います。

まず、1ページは一般会計の決算概要です。上段の表を見ていただくと歳入・歳出がそれぞれ書いてありますが、平成11年をピークに確実に歳出が減少している、ということが見て取れるかと思います。（歳入も同様ですが。）平成18年度歳出の決算額は約226億円でございます。これは歳出規模でいいますと、全道35市の中で15位です。では、35市の中での人口はといえますと、第19位です。人口は19位なのに歳出は15位ということにつきましては、先ほど副市長も申しましたが、空港と港湾を持っている、それから大都市から離れているために公共施設が非常に多い、ということで歳出規模が空港・港湾のないまち等に比べると非常に大きいということがいえるかと思います。

次に、下段の表を見ていただくと、毎年決算で歳入決算額（収入）から歳出決算額を引いて赤字ではありませんでしたというものを示している表ですが、実際には基金を取り崩して歳入に入れているということがございますので、基金の取崩額と基金の積立額の差を考慮いたしますと実際には平成14年以降実質的には赤字で、基金を取り崩して歳入・歳出のバランスをとっている

というのが実態です。この15年位の間で基金を取り崩さずに済んだのは、平成12・13年の2年のみです。このような中で稚内市では平成16年から財政健全化プランというものを策定いたしまして歳出の削減等に努めています。実質決算額の数字を見ていただくとお分かりのように、16・17・18年度については若干マイナス額が少なくなっているのかなと思っています。

2ページは、市財源の根幹をなす稚内市の税収について記載しております。市税は平成11年度の51億円をピークに徐々に減少しております。平成18年度は決算額で前年対比2億円ほど伸びています。これは平成17年度の沿岸漁業の所得が非常に伸びたということと、税制改正によるものをご理解いただきたいと思います。ただ、全体的な流れとして税収は落ちてきているということです。

3ページは、市の歳入で一番大きな科目である地方交付税というもので、普通交付税と特別交付税、この二つをあわせたものを交付税と呼んでいます。これも平成11年度から減少を続けてきております。平成18年度の決算では、平成11年度に比べて25%削減されております。これが純粋に一般財源ベースで25%落ちているということで稚内市の財政は非常に厳しくなっています。特に、小泉総理が進めました三位一体改革の中で、地方交付税が削減されてきていることがあり、厳しいのが実態です。平成18年度決算で約67億円程度の普通交付税ですが、平成19年度(今年)については対前年で4億円くらい落ちているという状況です。これは来年の決算でまた明らかになると思います。

4ページは地方債について、これはいわゆる借入金で市債という言い方をします。後年度負担を求めることが適当と認められる事業について、国が許可して稚内市が借入することが出来るものです。公共インフラ整備等、その事業をやることによる受益がかなり長い期間をもつということで、負担を後世代と分かち合うことで世代間負担の公平性を確保するということが認められるような事業について、市がお金を借入することができるというものです。この残高は平成18年度末で、一般会計で289億円、これは全道35市で17位という残高です。その他に特別会計・企業会計を含めると全会計で450億円となっています。非常に大きな数字ですが、借入にあたりましては、後年時に地方交付税の対象となるような地方債がございまして、(地方債にもいろいろな種類がございまして、ほとんどメリットのないただの借入金、借り入れた額をそのまま支払っていかねばならないものもありますが、)稚内市では後年時交付税等で措置される借入金を選んでできるだけ借りるような努力をしています。今現在、一般会計で289億円の借入金残高があると申しましたが、このうちの約8割が交付税を計算するときに算入されるもので、実額で6割程度は交付税で措置されると考えています。

5ページは稚内市の貯金である基金です。平成4年度末に過去最高の161億円の基金がございました。現市長が就任した平成11年度で74億円、さらにその後7年間でやはり先ほど言いました、財政の収支を均衡させる、あるいは特別目的基金というのがあり、その目的のために使うということ等々で、今現在43億円の残高です。私たちとしては、これがなくならないようにできるだけして努力していきたいと思っております。

6ページからは歳出です。ここでは義務的経費である人件費・扶助費・公債費について書いています。人件費については減少傾向ということでご理解いただきたいと思っております。平成18年度が17年度と比べて跳ね上がっておりますが、これは30名以上の職員が(中途退職も含めて)退職し、その退職手当によるものです。扶助費については、生活保護費あるいは医療費助成等によりまして着実に増加しているという実態です。公債費については横ばいという状況でございます。

7ページは投資的経費です。いわゆる普通建設事業費と呼んでいるもので、これはご覧の通り公共事業費の大幅な削減、これは全国的な傾向であろうと思っておりますが、大きく減っているのが実態です。

9ページは物件費、これは(非常勤職員等の)賃金、旅費、需用費、委託料等です。これも総体的に削減してきております。この他の歳出に、主なものとしては(12ページ)他会計への繰出金があります。

10ページをご覧いただきたいと思っております。先ほど説明した人件費について、より詳細に書いております。職員給与につきましては、職員数の削減、さらに職員給与の削減で、確実に減少しています。退職手当については平成18年度に跳ね上がっていますが、これはその年度の退職者数によって変わってきます。ただ、いわゆる団塊世代の退職時期にさしかかっておりますので、そんなに安心は出来ない状況です。

11ページは職員数の推移が書いてあります。ここでは消防職員を除いておりますので先ほど副市長が申した数字と違いがございます。病院については職員数がさほど変わっておりませんが、教育を含む一般行政職については、かなりのペースで削減してきているのが実態です。

12ページから14ページについては、他会計への繰出金ということで水道と病院の企業会計への繰出金でございます。

以上のように大雑把な財政状況をご説明しましたが、その中で財政の健全化へ向けて私たちも努力してきました。ただ、数字について指標というものがあまして、そのうちの 하나가15ペー

ジです。経常収支比率について、これは経常的な支出に経常的な収入が向けられている割合、いわゆる財政の弾力性を示す数字です。これが100になると毎月決まったものにだけすべての支出が行って、政策的な部分に回せるお金が何もなくなってしまうというものです。これが今89.4%です。この数字だけを見ますと、全道35市の中で第9位となっています。

17ページは、夕張問題以来、非常に新聞等によく取り上げられている実質公債費比率についてです。計算式は専門家でなければなかなか分かりにくいものですが、この数字はあくまでも3カ年の平均の数字を使うことになっております。平成18年度の決算数値について、表が二本になっているのは、今年の春から国が示す計算式が変更になったためです。私たちは平成18年度決算で18%を切るとあちこちで言うておりましたが、新しい計算式でいきますと18.2%になっています。この数字が18%を超える市町村については地方債を借る場合に国の「許可」が必要で、18%を切った場合は「協議」で良いということになっています。ですから、稚内市は18%を超えていますので、地方債を借るにあたっては、国の許可が必要であるということです。

以上、財政契約課が作成した資料に基づいて市の財政状況を決算ベースに説明しました。分かりにくい部分もあったかと思いますが、ただ、このように厳しさを増す状況ではございますが、本市の将来のため次の世代のため、施策のメリハリをつけた中で、限られた資源、これは人的資源、財政的資源、稚内市の今ある資源すべてを有効に活用しながら、なおかつ財政状況を踏まえて財政の健全性の維持に配慮しながら色々な施策を進めてまいりたいと考えています。以上で稚内市の財政状況に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(2)総合計画について（説明：事務局）

総合計画とはどのようなものか説明させていただきます。以前に総合計画のダイジェスト版をお配りしましたが、本日は「第3次稚内市総合計画」の厚い本書をお配りしておりますので時間のあるときにお読みいただければと思います。今日はダイジェスト版に沿って説明させていただきます。

総合計画は、本市のさまざまな計画の最上位計画になります。この計画では目指すべき将来像、今回は平成21年～30年までですので、平成30年の将来像になりますが、それを示すということと、それを実現していくための施策を示すということになります。この総合計画には市政運営、これから行政が行う行政サービスに関するものが載っておりまして、逆に言いますとこの計画に載らない施策については実施できないということになります。当然、色々な国の補助事業や

交付金制度に乗るためにも、この計画にその施策、考え方、方針といったものが載っていないければ、入り口でその制度は使うことが出来ない、話を聞いてもらえないということに今の地方自治制度ではなっております。

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3つで構成されています。

基本構想として10年後に向けて4つの目指すべき姿を示しています。「安心して、心豊かに暮らせる社会の形成」、「環境問題に配慮した都市基盤の整備」、「地域を支える産業の創造」、「サハリン州との経済交流の拡大」とあります。基本構想を進める3つの手立てとして、「市民の参加」、「民間活力の導入」、「行財政の効率的運営」となっています。当然、今回第4次総合計画もこういった目指すべき姿、手立てを示す基本構想を作ります。

基本計画は、基本構想を進めるための主要な施策で、第3次では5つの施策体系を決めています。「市民に開かれたまちづくり」、「愛情あふれるきずなの形成」、「感性豊かなひとづくり」、「自然環境に配慮したまちづくり」、「活力に満ちたまちづくり」の5つになっております。さらに、この5つは、中項目と小項目に分けられます。あとでご覧になっていただきたいのですが、中項目28施策・小項目73施策となっています。

実施計画は、この小項目の73の施策に対する具体的な一本ごとの事業となっており、全体でおおよそ700程度になります。これは施策の内容によって事業が貼り付けられるという形になっております。実施計画の事業については、市で平成16年から行政評価を取り入れており、毎年度見直しを行っています。ですから、700程度の事業が毎年度の見直しによって廃止・縮小となることもあり、実施事業については毎年数の変動が出ています。

今回の第4次総合計画策定にあたりご審議いただくのは、基本構想の案と、それを実現させるための施策、それを盛り込んだ基本計画の案ということになります。

今回の総合計画策定の大きな意味合いについて2点ほど説明させていただきます。

まず自治基本条例です。自治基本条例の概要を説明したリーフレットを基に説明させていただきます。第8章市政の運営の第22条に、総合計画ということで「市はこの条例の理念に基づいた基本構想とこれを実現するための計画を策定します」とあります。実は、総合計画の策定については、国の法律では基本構想だけを策定すれば良いことになっています。今回の大きな意味合いとしては、市の条例(自治基本条例)によって基本構想だけではなく基本計画までも策定します、と義務付けされたことです。

もう一つの意味合いとしては、先ほどお話ししました行政評価との関係です。第23条に行政

評価ということで「市は、総合計画に基づき行われる政策と事業について評価を行い、その結果を公表します」とあります。平成16年度から行政評価を行ってきましたが、今のところ実施計画の事業評価までしか至っておりません。新しい総合計画につきましては、その評価を基本計画の施策にまで行って市政運営をしていくということになっています。ですから大きな意味合いとしては、行政評価が導入されてから初めての総合計画策定ということになっております。

(3)策定方針とスケジュールについて（説明：事務局）

・策定の背景

自治基本条例で基本構想だけではなく基本計画の策定も義務付けられたこと、平成20年度で現在の計画が終期を迎えること、人口減少や経済状況、環境問題、地方分権の進展といった社会経済環境の大きな変化に対応していかなければならないことが背景として挙げられます。

・策定の趣旨

現状や課題を認識して、これまで取り組んできた成果を活かしながら、持続可能な地域社会を構築するということで策定の趣旨を決めさせていただきました。

・策定のテーマ

昨年、自治基本条例の策定時に、市民から“目指すまちの姿”についてのご意見をいただいています。それを基に、「活気とにぎわいのあるまち」、「人と自然が共生するまち」、「国際交流が盛んなまち」、「みんなで支えあう安全安心なまち」、この4つを主要なテーマとして取り組みます。また、現在行われている市民意見の収集や、この審議会の意見の中から、どんどん新しいものを加えていきたいと思っています。

・策定の手法

まず1つ目として、自治基本条例の3つの基本原則である「情報の共有」「参画」「協働」の考え方を基に作成を考えております。

次に2つ目としましては、従来までの総合計画はどちらかというと委託業者に依頼して作成という形でしたが、今回は職員自ら課題の整理・分析等を行い、自ら総合計画書の文章を作成する職員手作りの計画ということで進めています。職員手作りの計画にすることで、絶えず今自分のしている仕事（事業）が、この総合計画のどういう施策を実現するためのものかという自覚を持つことになると考えています。

・策定の視点

この方針の中心になる部分です。まず1点目は、市政運営の根幹をなす最上位の計画だとい

うことです。

2点目は、先ほど申し上げた行政評価と連動した計画とするということです。

3点目は、社会経済環境の状況あるいは変化に的確に対応していける計画をつくりたいということです。

4点目は、道州制や支庁制度改革、場合によっては市町村合併といった議論がされておりますが、そういった自治のしくみが変わっても対応していける計画ということで、広域行政を意識したものにしていきたいということです。

5点目は、マニフェストの反映ということで、マニフェストは「市長と市民の約束」ということで当然この総合計画に盛り込んでいかなければなりません。こういった視点で計画づくりをしていくということになります。

・計画の構成と計画期間

先ほどご説明しましたとおり、基本構想、基本計画、実施計画という構成になっております。平成21年度から平成30年度までの10年間の計画期間として基本構想をつくります。基本計画については、基本構想で掲げる将来像の実現に向けた施策の内容を明らかにするものです。いままでの総合計画はこの施策ごとに目標とする数値・指標を設定しておりませんでした。これは、稚内市だけではなくこの時代につくられた総合計画のほとんどは、目標とする数値・指標を示しておりません。近年は、それを検証して評価をするために、数値・指標を設定しているところが非常に多くなってきております。稚内市についても基本計画の主要な施策の目標となる数値・指標を設定していきたいと考えております。

いままでは基本構想と合わせて10年間の基本計画をつくってききましたが、10年という長いスパンでは最近の社会環境の変化にはなかなか対応していけないということで、前期5年間と後期5年間とで分けることが多くなりました。稚内市も今回は前期の平成21年度から25年度までの5年間分をつくるということにしております。

実施計画については、先ほどご説明しましたとおり、基本計画の施策を具体的に行っていく事務事業です。今現在およそ700事業ありますが、毎年行政評価で見直しを行い、新しくできる基本計画の施策の体系に沿った形で、事務事業を貼り付けていくことになります。この実施計画の計画期間は、財政計画の5年間と整合性を図った形で進めてまいります。

・計画の構成とマネジメントサイクルのイメージ図

平成17年度から、俗に言う経営のマネジメントサイクルによって稚内市の市政運営を行っております。PDCAのPはPLAN(計画)、DはDO(実施)、CはCHECK(評価)、AはACTION(改

善)となっております。

・計画の策定体制

市の体制としては、庁内若手職員36名による総合計画策定委員会をつくっております。その委員会では、6つの部会に分かれて市民意見の調査等を行っております。それとは別に人口推計や財政の将来予測など専門的な調査が必要なものについては一部委託業者へ調査を依頼しております。それらの結果を整理した上で、総合計画策定委員会の職員の手で案が作られます。その案について、この総合計画審議会にて、委員の皆さまに審議していただくこととなります。

・策定スケジュールについて

基礎調査については委託業者に調査を依頼しております。それから、市民2,000人に対してアンケート調査を送付しております。これからの意向調査と合わせて、稚内市では初めて行うこととなりますが、(全国的にもあまり例はないのですが、)満足度調査を行っております。この満足度調査については、第3次の総合計画の73の施策(小項目)のうち、市民に直接関係のないものを除いた68項目についての満足度を調査いたします。それから、いろいろな団体とのワークショップや、公募市民によるワークショップを行っておりまして、来週には終了する予定となっております。それらの意見を整理したものを次回12月に予定しております審議会でご報告できるのではないかと考えております。その後、それらの調査をもとに基本構想の案をつくるのですが、それは2月を予定しておりまして、そのときにも審議会を開催する予定です。

平成20年度については、基本計画に載せる重点施策とちいさな施策を決定し、それらについて審議会でご意見をいただきたいと思っております。その後、目標指標の検討などをして、前期基本計画の案を9月までにつくりたいと考えております。これも審議会に審議いただくこととなります。最終的に、名前はどのようになるかわかりませんが、新しい稚内市総合計画書(案)をお示しして、ご意見をいただいて、それら意見を審議会ですとめていただき、11月には答申をいただきたいと考えております。その答申があつてから市の内部で整理をしまして、12月議会に提案していきたいと考えております。

(4)作業状況について (説明:事務局)

いままでの作業の状況については、総合計画策定委員会の作業部会のほうで、のべ67団体123名の方からワークショップで意見を収集しております。それから、公募の市民の方を対象に「我がまちわっかない未来会議」を3回行っております。どのような意見が出ているのかについては、これからまとめて、ホームページや審議会の中でご報告させていただきます。アンケート調

査は18歳以上の市民から無作為に2,000人を抽出して行っております。設問項目が非常に多く、分野が幅広くなっており大変とは思いますが、10年に1回ですし、これからの10年間の計画ということで協力を求めているところです。この結果についても次回の審議会でご報告できると思っております。このほか、人口推計や財政の将来予測などについても次回ご報告させていただきます。以上でございます。

5 その他

(1) 次回開催日について

<次回は12月17日の週に開催予定⇒(後日)12月18日に決定>

(2) 質問等

(委員)

総合計画ダイジェスト版に分野別目標値が記載されているが、これは平成20年に向けての目標ということだが、これらの(実際の)平成19年度の概数について教えていただきたい。

(事務局)

次回報告させていただきます。

6 閉会

～終了～